

6 東彼杵町条例第 8 号

東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 8 日

東彼杵町 岡田 伊一郎

東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例

東彼杵町介護保険条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>26,750円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>40,270円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>40,570円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>52,920円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>58,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>70,560円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>76,440円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>88,200円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>99,960円</u></p> <p><u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 111,720円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 123,480円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 135,240円</u></p> <p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 141,120円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>30,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>45,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>45,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>60,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>90,000円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>102,000円</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に</p>

係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,750円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「16,750円」とあるのは、「28,510円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「16,750円」とあるのは、「40,270円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,000円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,000円」とあるのは、「30,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,000円」とあるのは、「42,000円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ _____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号 _____までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東彼杵町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。